

## 「東大和市子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）」

（平成 30 年 3 月改訂版）に対するパブリックコメントを実施します。

「東大和市子ども・子育て支援事業計画」は計画期間が平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間であり、必要に応じて計画の中間年度（平成 29 年度）に見直すこととしています。このたび、中間見直し（素案）をとりまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

### 1 目的

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から開始されました。

これに伴い、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことから、東大和市では平成 27 年 3 月に本計画を策定しました。

本計画は、基本事項として下記の事項を記載しています。

#### 【教育・保育の量の見込みと確保の内容】

- ◎ 1 号認定（3～5 歳・幼児期の学校教育のみ）
- ◎ 2 号認定（3～5 歳・保育の必要性あり）
- ◎ 3 号認定（0 歳・保育の必要性あり）
- ◎ 3 号認定（1～2 歳・保育の必要性あり）

#### 【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容】

- ◎ 延長保育事業
- ◎ 放課後児童クラブ事業（学童保育所運営事業）
- ◎ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ◎ 地域子育て支援拠点事業
- ◎ 幼稚園による一時預かり事業
- ◎ 預かり事業（一時保育事業・緊急一時保育事業等）
- ◎ 病児・病後児保育事業
- ◎ 子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）
- ◎ 利用者支援事業
- ◎ 妊婦健康診査事業
- ◎ 乳児家庭全戸訪問事業
- ◎ 養育支援訪問事業

### 2 内容

東大和市子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）

### 3 基本的な考え方

計画の策定にあたり、国から「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されており、その中で「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、「中略」・・・認定区分にかかる量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年（平成 29 年度）を目安として、必要な場合には見直しを行うこと」とされています。

そこで、平成 27 年度、平成 28 年度の実績を検証した結果、計画策定時の量の見込みと実績において、大きく乖離している事業及び計画策定時は対象ではなかった事業が、計画策定後に対象になったことから、計画の見直しを行いました。

なお、見直しは当初策定時の計画期間である平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間のうち、平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間を対象として行いました。

また、平成 29 年 3 月 31 日付で厚生労働省雇用均等・児童局及び社会・援護局と内閣府子ども・子育て本部より「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用のニーズの把握及びその提供体制の整備について」に関する通知が発出され、その中で「都道府県及び市町村は、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う場合には、障害児福祉計画の目標等を反映し、障害児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画が調和のとれたものとなるように配慮されたい。」という方針が出されました。

この方針を受け、本計画における見込み数値に障害児等の枠を内数として入れることにより、「東大和市障害児福祉計画」との調和、整合性を図る方向で、今後、検討していきます。

なお、障害等のある児童の人数として、平成 27 年度、28 年度については実績値を、平成 29 年度は年度当初の受入れ数を記載しました。

### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

### 5 意見の提出期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）から 11 月 30 日（木）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

### 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 子育て支援部子育て支援課（東大和市役所 1 階 8 番窓口）

## 7 意見の提出先、方法及び提出様式等

### (1) 提出先

子育て支援部 子育て支援課

### (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 子育て支援部 子育て支援課（東大和市役所 1 階 8 番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中央 3-930 東大和市子育て支援部 子育て支援課宛て
- ・ 電話 042-563-2111 内線 1781
- ・ FAX 042-563-5928
- ・ 電子メール kosodateshien@city.higashiyamato.lg.jp

### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。  
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成 30 年 1 月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 9 注意事項

- ・ 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・ 意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。